

## 「年金ライフプランのすすめ」 令和3年度版 追補

### ■雇用保険の基本手当の賃金日額等の変更(令和3年8月)

(39 頁) 表 9 が次のように変わりました。

表 9 ●基本手当の給付率 (令和 3 年 8 月～令和 4 年 7 月)

賃金日額	2,577 円以上	4,970 円以上	11,000 円超	12,240 円超
	4,970 円未満	11,000 円以下	12,240 円以下	
60 歳未満	80%	80～50%		50%
60 歳以上 65 歳未満		80～45%	45%	

賃金日額・基本手当日額には上限があり、賃金日額は 45～59 歳 16,530 円、60～64 歳 15,770 円、基本手当日額は 45～59 歳 8,265 円、60～64 歳 7,096 円です。

### ■雇用保険の高年齢雇用継続給付における支給限度額の変更(令和3年8月)

(39 頁) **高年齢雇用継続給付 (1)受けられる条件** の 3～5 行目が次のように変わりました。

…②60 歳時点または基本手当の基礎となった賃金に比べて、75%未満かつ 360,584 円 (令和 3 年 8 月～令和 4 年 7 月) 未満の賃金で就労している人です。

(39 頁) **(2)給付の内容** の 6～8 行目が次のように変わりました。

…①または②で計算した額と賃金額との合計額が 360,584 円 (令和 3 年 8 月～令和 4 年 7 月) を超えるときは、その超えた分が減額されます。

### ■健康保険組合の任意継続被保険者の保険料の改正

(61 頁) **再就職しない場合(年金生活) ②退職後も健康保険に加入し続ける** の注意書き※ が次のように変わりました。

※令和 4 年 1 月から、健康保険組合では、退職時の標準報酬月額のほうが高い場合には、その額となる場合があります。

### ■75 歳以上の医療費の自己負担の変更

(63 頁) 表 1 の注意書き※ (2 つ目) が次のように変わりました。

※令和 4 年度後半 (令和 4 年 10 月から令和 5 年 3 月の間で政令で定める日) から、一定以上の所得がある人の負担割合が 2 割となります。